事 務 連 絡 令和5年9月29日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

鎮咳薬 (咳止め)・去痰薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス、感染症の流行以降、種々の感染症の減少により、市場の 鎮咳薬(咳止め)・去痰薬の供給量が縮小する中で、今般、新型コロナウイルス 感染症やインフルエンザ等の感染症の拡大に伴い鎮咳薬(咳止め)・去痰薬の需 要が増加しており、製造販売業者からの限定出荷が生じています。

市場の供給量を確認すると、主要な解熱鎮痛薬については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約1.5倍まで、トラネキサム酸については、約2.3倍までそれぞれ増産されている一方で、主要な鎮咳薬(咳止め)の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前の約85%まで生産量が低下しており、また主要な去痰薬の供給量については、新型コロナウイルス感染症の流行以前と同程度ではあるものの、メーカー在庫が減少している状況です。企業においては可能な限りの増産対応を行っているところではありますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、鎮咳薬(咳止め)・去痰薬が安定的に供給されるまでの間、下記について、周知をお願いしたく存じます。

埼玉県 収 受 '23.10.03 薬務課

- 1. 鎮咳薬(咳止め)・去痰薬については、初期からの長期での処方を控えていただき、医師が必要と判断した患者へ最小日数での処方に努めていただきたいこと。また、その際に残薬の有効活用についても併せて御検討いただきたいこと。
- 2. 薬局におかれては、処方された鎮咳薬(咳止め)・去痰薬について、自らの 店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携に より可能な限り調整をしていただきたいこと。
- 3. 鎮咳薬(咳止め)・去痰薬について、必要な患者に広く行き渡るよう、過剰な発注は控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。